

# 令和元年度採択 日本-米国研究交流公募へ よくいただくご質問への回答

最終更新日：令和元年8月26日

Q①：研究代表者として申請の上で、他の申請課題に共同研究者として参画は可能でしょうか？

A①：採択後、他の競争的資金に採択されている課題とのエフォート・研究費によっては、減額配分とする場合があります（公募要領別紙 23：過度の集中に対する処置）。

（補足）相手側研究代表者が異なっても、同一日本側研究代表者による本公募への応募は1課題のみです。

Q②：同一研究機関からの異なった研究代表者による複数申請は可能でしょうか？

A②：同一研究機関からの異なった研究代表者による申請は可能です。課題毎に日本側研究代表者所属機関長確認書(Form3J)の提出が必要です。

Q③：間接経費は10%でしょうか？公募要領別紙-15によると30%となるのでしょうか？

A③：本公募の間接経費は10%です（日本側研究チームに直接経費750万円と間接経費75万円の総額825万円が配分予定です）。公募要領別紙には、間接経費30%の他プログラムを含む共通事項について記載しております。

Q④：米国側（NSF）には第2ステージ S&CC-IRG があります。日本側（JST）も同様な公募が実施されるのでしょうか？

A④：米国側（NSF）は第2ステージ S&CC-IRG を毎年実施しており、本公募で得た成果および日本側研究者とのネットワークを活かして、NSF S&CC-IRG に応募することが想定されます。日本側（JST）としては、本プログラム採択課題には支援終了後も日本側の研究代表者による別予算の研究費を使ってでも自主的に研究継続したいと思える成果（およびネットワーク形成）が得られる課題を期待しております。

Q⑤：公募要領上の日本側チーム参画に求められる「若手研究者」は、日本側研究代表者研究室所属の若手研究者でなくては、ならないのでしょうか。研究代表者の所属する部局の若手研究者、もしくは他の研究機関の若手研究者でもよろしいでしょうか。

A⑤：公募要領の記載が十分ではなく申し訳ございません。今回の公募では日本側若手研究者が渡米し、主体的に研究に参画することが求められます。申請書に記載する“参画若手研究者の役割＝渡航計画・活動内容、国内では取得出来ない経験”を実施するには、若手研究者の業務（出張を含む）の監督責任を負う研究機関・上長のもと行う必要があります。

例外的に所属機関の規定で、1研究室に1研究者しか配属できない機関に限り、参画させる若手研究者が同一機関に所属して、かつ研究代表者がその若手研究者の“研究教育指導”をしている場合（若手研究者に上長がいなく、研究代表者の指導を受けている）等には応募要件を満たすものと考えます。同一研究室所属でなくても、兼業許可などを行っている場合も応募要件を満たすものと考えます。

申請書の備考欄に記載いただき、内容に不明点がございましたら、審査期間中にご確認することもございますが御了承ください。なお、審査対象には研究計画の実現性・関連法規遵守（労働法や倫理的配慮含む）なども含むことにご留意ください。ご理解よろしくお願いいたします。